

健康・生活衛生局

部局の所掌分野

健康づくり

栄養・運動・休養など、健康に関する国全体の目標を設定し、企業・自治体等と連携・協力しながら、健康寿命の延伸に向けた国民運動を推進しています。

がん・循環器病対策

がんや循環器病をはじめ、様々な疾病について、予防法の普及啓発や医療体制の整備、疾病との共生など総合的な支援を行っています。

難病対策等

ビッグデータの活用・ゲノム解析等による治療法が確立していない希少な病気に関する調査研究によって、難病の克服を目指すとともに、難病患者やその家族が安心して暮らせるよう、総合的な支援を行っています。さらに、ハンセン病に対する偏見差別解消に向けた取組を進めています。

移植医療の推進

患者に他の人の健康な臓器や造血幹細胞を移植する治療法である移植医療について、国民の理解を深めるための普及啓発や移植医療の提供体制の整備に取り組んでいます。

生活衛生関係営業の振興

理容業や美容業、クリーニング業、旅館業等、国民の生活に密着した業種の衛生規制と振興に加え、建築物の衛生的環境の確保等を通じ、公衆衛生の向上・増進を図っています。

食品の安全の確保

国内流通食品の監視指導、輸入食品の水際での安全性確保に向けた取組や、食品の安全性に関する情報の公開や消費者等の関係者との意見交換の推進により、我が国の食品の安全を確保しています。

感染症対策

新型コロナウイルス感染症への対応のような、空港等での検疫や予防接種を含む様々な感染症対策や、次の感染症危機を想定した備えに取り組んでいます。

かけがえのない命と健康を守り、支える

健康づくりの推進

厚生労働省では、「健康日本21」において、健康づくりに関する様々な目標を掲げ、必要な取組を講ずることで、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現を目指しています。

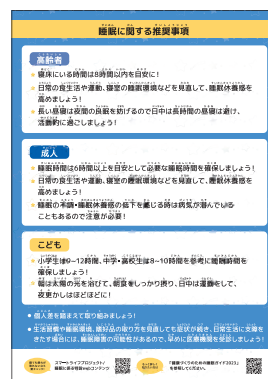
例えば、睡眠による休養を十分にとれている人の割合は国全体で減少しています。2024年度は「休養・睡眠」を重点テーマとしてイベントを実施し、質・量ともに十分な睡眠を確保することの重要性について、周知啓発を行いました。

また、女性の健康については、若年女性のやせや更年期症状・障害など、人生の各段階における様々な健康課題への対応も重要です。女性が自らの健康に意識を向け、正しい知識を身につけるための普及啓発など、様々な取組を行っています。

このような施策を通じて、国全体の健康づくりの推進に取り組んでいます。



▲ 健康づくりのための睡眠ガイドリーフレット



次の感染症危機に備える

新型コロナウイルス感染症への対応に関する様々な教訓を、次に感染症危機が発生した時の対応に活かすことが重要です。

新型コロナが発生した当初、厚生労働省内の関係部署は複数の部局にまたがり、司令塔の役割を果たすべき課は多忙を極めました。このため、2023年9月、

Our Mission...

人生100年時代を見据え、誰もがより長く元気に活躍できるようにするため、健康づくり、がん対策や循環器病対策、難病対策などに取り組んでいます。また、国内外の感染症から国民の命を守るため、次の感染症危機が発生した場合の備えも含めて先頭に立って対策を行っています。加えて、食中毒への対応など食品衛生の確保や、建築物やホテル・旅館などの衛生の向上を進めています。

省内に「感染症対策部」を設置して、平時・感染症危機発生時いずれの場合も省内の感染症対策を主導できる体制を整えました。

また、感染症危機が発生した際の政府の対応を定めた政府行動計画について、感染症対策部と同時に設置された「内閣感染症危機管理統括庁」の下で、新型コロナの対応を踏まえた見直しを2024年7月に行いました。

さらに、科学的知見の基盤・拠点となる「国立健康危機管理研究機構」が2025年4月に創設される予定です。こうした対応、準備を通して、次の感染症危機への備えに万全を期すべく取組を進めています。

必要な方が少しでも早く移植を受けることができるように

臓器移植法施行後、四半世紀が経過し、2023年度の脳死下臓器提供者数は過去最高となる一方、欧米や他のアジア諸国と比べ、人口当たりのドナー数はいまだに低い水準です。

厚生労働省では、臓器を提供する施設、臓器のあっせんを行う機関、移植を実施する施設のそれぞれが十分に機能するように、臓器あっせん機関を複数設置するなど、抜本的な見直しを進めています。

このような取組を通じて、臓器移植を希望する方が、一人でも多く、また、少しでも早い段階で臓器提供を受けられるよう、移植医療の更なる推進に取り組んでいます。



▲ 移植を受けた人がドナーへの感謝を伝えるサンクスレター
(出典：公益社団法人日本臓器移植ネットワーク)

Hot Topics

紅麹関連製品による健康被害事案への対応

紅麹関連製品による健康被害が発生したことから、厚生労働省が中心となって、被害の拡大防止や健康被害の原因の究明等の対応を進めました。

また、再発防止の取組として、行政が健康被害の発生を速やかに探知し、必要に応じて流通防止措置等を講じるため、機能性表示食品の届出者等に対して、健康被害に関する情報提供を義務化しました。

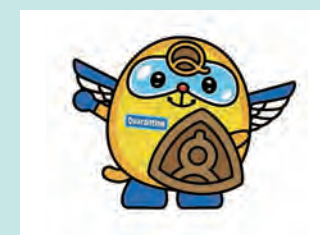
検疫所での取組

検疫所は、国内に常在しない、国外からの感染症の侵入を防止するために全国の港や空港に設置されています。

2023年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、検疫の体制は平時に戻りましたが、これまでの通常の検疫に加えて、平時から「入国時感染症ゲノムサーベイランス」という海外から流入する感染症を日頃から把握し、速やかに対策をとるための取組も実施しています。



▲ 第2回紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会議（官邸HPより）



▲ 検疫所のイメージキャラクター「クアラン」